

## 障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例（仮称）案（正副委員長案）

### 条例案の骨格

前文

#### 第1 総則

ア 目的

イ 定義

ウ 基本理念

(1) 共生社会の実現に関する理念

(2) 施策の基本方針

① 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策

② 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策

エ 責務・役割等

(1) 県の責務

(2) 市町等との連携協力

(3) 県民の役割

オ 障害者計画の策定に関する方針

#### 第2 障がいを理由とする差別の禁止等

ア 差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供

(1) 行政機関等

(2) 事業者

イ 障がいを理由とする差別を解消するための措置

(1) 職員対応要領の作成の義務化

(2) 配慮事項の策定

(3) 事前の改善措置

(4) 合理的配慮の提供に関する支援

#### 第3 障がいを理由とする差別を解消するための体制

ア 相談体制

イ 紛争解決を図る体制

#### 第4 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策

○ 基本的施策

#### 第5 施策の推進体制

ア 共生社会の実現に向けた施策に関する計画

イ 障がいを理由とする差別の解消の推進体制

#### 第6 雜則等

ア 財政上の措置

イ 規則への委任 等

## 前文

三重県における障がい者を取り巻く現状と課題、現状と課題を踏まえた条例制定の必要性、条例の基本となる考え方などを規定する。

※前文は、条例の規定内容の議論を行った後で検討する。

## 第1 総則

### ア 目的

この条例は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策並びに障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策（以下「共生社会の実現に向けた施策」という。）に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、共生社会の実現に向けた施策の基本となる事項を定めること等により、障害者基本法、障害者差別解消法その他の関係法令と相まって、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （趣旨等）

○委員会による調査での聞き取り結果及び各委員意見を踏まえ、「共生社会の実現」を目的に掲げ、条例の規定事項の全体像を明らかにする。

### イ 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 行政機関等 障害者差別解消法に規定する行政機関等のうち、国の行政機関及び独立行政法人等を除いたものをいう。
- (4) 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

### (趣旨等)

- ①法律の「障害者」との関係などを明らかにするため、「障がい者」の定義を設ける（内容は障害者差別解消法と同じ。障がい者の定義に関しては、資料2参照）。
- ②「行政機関等」について、対象の明確化のため、定義を設ける（国の組織での差別事案を県の相談体制等で解決することは容易でないと考えられるため、除外する）。  
※対象としては、①県、②県が設立した地方独立行政法人、③市町、④市町が設立した地方独立行政法人、⑤県の区域内の特別地方公共団体（市町が設立したものも含む。）が想定される。
- ③社会的障壁と事業者について、条例上重要な用語であるため、定義を設ける（内容は障害者差別解消法と同じ）。

## ウ 基本理念

### (1) 共生社会の実現に関する理念

- ①共生社会の実現は、障害者基本法第3条各号に掲げる事項（（ア）社会参加の確保、（イ）生活場所の選択機会の確保、（ウ）意思疎通手段の選択の機会の確保・拡大）を旨として図られなければならない。
- ②共生社会の実現に向けた施策を講ずるに当たっては、障がい者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

### (趣旨等)

- ①共生社会の実現について、条例が障害者基本法と同一の理念に基づくことを明らかにする。
- ②共生社会の実現に向けた施策に障がい当事者等の意見が反映されるよう、障害者基本法と同様に、意見の聴取等を行うことを規定する。

### (2) 施策の基本方針

#### ①障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策

- （ア）障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策は、社会のあらゆる分野における全ての構成員が社会的障壁の除去を実施することにより、障がいを理由とする差別の解消を推進する責務を有するとの認識の下に、策定され、及び実施されなければならない。
- （イ）障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策は、障がいを理由とする差別の多くが障がいの特性及び障がい者に対する理解が十分でないことに起因することを踏まえ、障がいの特性及び障がい者に対する理解を深める施策と一体的に策定され、及び実施されなければならない。

### (趣旨等)

- ①障がい者差別の解消は、社会の側の課題であることの認識が重要であるとの委員意見を踏まえ、(ア)を規定。障害者基本法等で障がいの「社会モデル」(日常生活等での制限が「機能障害」のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方)が導入されたことを踏まえ、障がい者差別の解消がその考え方方に沿って進められるべきことを明らかにする。
- ②障がいの特性・障がい者に対する理解がいまだ十分でないとの関係団体の意見を踏まえ、他の道府県の条例を参考にしつつ、(イ)を規定し、障がい者差別の解消が障がいの特性・障がい者に対する理解を深めることを通じて進められるべきことを明らかにする。

### (2) 施策の基本方針

#### ②障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者基本法その他の関係法令に基づく施策との有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

### (趣旨等)

- 条例の施策（障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策）と障害者基本法等に基づく施策との連携を図ることを明らかにする。

#### （その他の理念）

その他の理念として、他の道府県の条例を踏まえ、次のようなものを規定することも考えられる。

- ①差別を解消するための取組は、差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならない。
- ②障がいがあることに加え、女性であること、男性であること、年齢その他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた配慮がなされること。

※他の道府県の条例における基本理念等については、資料3－1参照。

## 二 責務・役割等

### (1) 県の責務

- ①県は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- ②県は、自ら設置し、又は管理する施設における障がい者の利用の円滑化及び障がい者の移動の円滑化を図るための環境の整備に努めるものとする。

(趣旨等)

- ①共生社会の実現に向けた施策の策定・実施が基本理念（共生社会の実現や施策の基本方針）を踏まえて行われるべきことを明らかにする。
- ②県有施設や県内観光地施設の円滑な利用、避難所への避難の安全性確保などを推進すべきとする委員意見を踏まえた責務を②に規定

### (2) 市町等との連携協力

県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、市町、関係機関、関係団体その他の関係者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(趣旨等)

- 共生社会の実現に向けた施策は、市町、関係機関、関係団体などとの連携協力を図ることが重要であることから、その旨を規定する。

### (3) 県民の役割

県民は、共生社会を実現する上で障がいを理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障がいの特性及び障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者の意思を尊重しつつ、障がい者の自立及び社会参加に協力し、共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(趣旨等)

- ①障がい者の社会参加を進めるためのバリアの除去として、周りからの声掛けなどの支援が必要であるとの関係団体の意見を踏まえ、障がいの特性や障がい者に対する理解の増進を掲げる。
- ②委員会による調査での聴き取り結果及び各委員意見を踏まえ、障がい者の自立・社会参加が円滑に行われるようには、当事者の意思の尊重と周囲のサポートが重要であるとの認識に基づき、県民の役割に「障がい者の意思の尊重」と「障がい者の自立・社会参加への協力」

を掲げる。

(その他の責務・役割)

その他の責務・役割として、他の道府県の条例を踏まえ、次のようなものを規定することも考えられる。

○県は、障がい者の親等生活を主として支える者が死亡した後の障がい者の生活の維持を図るため、市町、関係機関、関係団体その他の関係者との連携に努めるものとする。

※他の道府県の条例における責務等については、資料3－2参照。

## オ 障害者計画の策定に関する方針

県は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られるよう、障害者基本法、障害者差別解消法、障害者虐待防止法その他関係法令の理念を踏まえ、障害者計画を策定するものとする。

(趣旨等)

○障害者計画は、障害者基本法に基づき策定するものであり、他の法令（障害者差別解消法など）に基づく取組を盛り込むことまでは求められていない。しかし、現状においても、他の法令に基づく取組を含めて同計画が策定されているところであり、その点を条例で担保する。

## 第2 障がいを理由とする差別の禁止等

### ア 差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供

#### (1) 行政機関等

①行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

②行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって①に違反することとなるよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

#### (2) 事業者

①事業者は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

②事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって①に違反することとなるよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

#### (趣旨等)

①障害者差別解消法をベースとして、差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供を規定する。

②差別の禁止と合理的配慮が密接な関係にあることを条文で明確にすることが望ましいとの参考人（有識者）の意見を踏まえ、下線部について、障害者基本法の文言を取り入れた。

※対象範囲等の整理については、別紙資料4－1～4－4参照

### イ 障がいを理由とする差別を解消するための措置

#### (1) 職員対応要領の作成の義務化

県の機関及び県が設立した地方独立行政法人は、障害者差別解消法に規定する地方公共団体等職員対応要領を定めるものとする。

(趣旨等)

- 障害者差別解消法は、職員対応要領の作成を努力義務にとどめているため、条例で義務化を図る。

## (2) 配慮事項の策定

県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うことに資するため、障害福祉サービスの提供その他の障がい者の日常生活又は社会生活に関する分野ごとに特に配慮すべき事項を定めるものとする。

(趣旨等)

- （差別の禁止に関する正副委員長案を前提として）他の道府県の条例を参考にしつつ、差別や合理的配慮の提供の例を具体化することを行う規定を設ける。

## (3) 事前的改善措置

行政機関等及び事業者は、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があるか否かにかかわらず、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

(趣旨等)

- 合理的配慮による環境の整備は障がい当事者からの要請の有無にかかわらず、積極的に行われるべきであるとする委員意見を踏まえ、事前の改善措置を規定する。障害者差別解消法にも同趣旨の規定があるが、「意思の表明があるか否かにかかわらず」を付加し、意思表明を待たずに積極的に改善に努める旨を明確化する。

## (4) 合理的配慮の提供に関する支援

県は、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

(趣旨等)

- 事業者に対する支援の根拠規定を設ける。

### 第3 障がいを理由とする差別を解消するための体制

#### ア 相談体制

県に、専門の相談員を設置し、次の業務を行わせる。

- (1) 障がい者とその家族、事業者などからの障がいを理由とする差別に関する事案の相談に応じ、市町と連携して、助言や関係者間の調整等を行うものとする。
- (2) 市町の相談窓口での障がいを理由とする差別に関する事案の解決を支援するため、助言や関係者間の調整等を行うものとする。

(趣旨等)

○市町の相談窓口との役割分担と市町以外の相談窓口に相談したいニーズへの対応のバランス等を考慮した体制を目指す。

#### イ 紛争解決を図る体制

- (1) 障がい者とその家族、事業者などは、相談による対応により障がいを理由とする差別に関する事案の解決が困難であるときは、知事に対して助言又はあっせんの申立てをすることができるとしている。
- (2) 知事は、申立てに係る事案の事実の調査を行うとともに、第三者機関（三重県障がい者差別解消支援協議会を想定）に助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。
- (3) 障がい者とその家族、事業者などが助言又はあっせんに従わないときは、助言又はあっせんに従うことを勧告するものとする。

(趣旨等)

- ①助言・あっせんの手続については、相談での対応を介在させ、事案のふるい分けがなされるようにする。
- ②助言・あっせんについては、公正中立な第三者によることが効果的と考えられるため、第三者機関に主導させるものとし、その機関としては、障がい者差別解消支援協議会を活用することを検討する。

※相談体制・紛争解決を図る体制に関する他の制度案等については、  
資料5参照。

## 第4 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策

### ○基本的施策（規定することが考えられる項目〔普及啓発を除く。〕）

#### (1) 障害福祉サービス等

障害福祉サービス事業所で同サービスに従事する人材の確保

#### (2) 情報のバリアフリー化

障がい者の意思疎通手段（要約筆記、点字、音声案内など）や情報の取得・利用のための手段の充実等

#### (3) 防災等

福祉避難所の確保、避難所のユニバーサルデザイン等

#### (4) 選挙における配慮

移動投票所の活用などによる投票支援

#### (5) 表彰

共生社会の実現に向けた施策に取り組む事業者に対する表彰制度の創設

### （趣旨等）

○委員会による調査での聴き取り結果及び各委員意見を踏まえて整理した課題・要望のうち、障害者基本法等に基づく施策の具体化又は補完事項として規定することが考えられるものを列挙した（振り分けについては、資料6及び7参照）。

### ○基本的施策（普及啓発）

#### (6) 啓発活動

- ①県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うことと資するための措置に関する広報その他の啓発活動を行うものとする。
- ②県は、障がいの特性及び障がい者に対する理解が深められるよう、障がいの特性及び障がい者への対応の仕方の分かりやすい説明その他の啓発活動を行うものとする。

### （趣旨等）

○委員会による調査での聴き取り結果及び各委員意見を踏まえ、障がい者差別の解消に関する啓発と障がいの特性・障がい者に対する理解を深める啓発について定める。

## 第5 施策の推進体制

### ア 共生社会の実現に向けた施策に関する計画

- (1) 県は、障害者計画において、共生社会の実現に向けた施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (2) 知事は、(1) の施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- ※条例の制定前に障害者計画が改定される見込みであるため、経過措置を検討する。

(趣旨等)

○条例で定める施策（障がい者差別の解消と障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策）を障害者計画に盛り込むことにより、三重県障害者施策推進協議会による策定・実施・監視の対象に含め、障害者基本法の施策と条例の施策との一体性が保たれるようにする。

### イ 障がいを理由とする差別の解消の推進体制

障害者差別解消法第17条第1項の規定に基づき、三重県障がい者差別解消支援協議会を組織する。

※助言・あっせんの手続で取り扱った紛争で、課題（費用の問題により設備の改善までは実現できなかったなど）が残された場合の調査研究を同協議会の調査審議事項にすることを検討する。

(趣旨等)

○障害者差別解消法に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」は、設置が義務ではないことから、条例で設置を義務付け、推進体制を担保する。

※同協議会は、国の機関（労働局など）や市町の職員などもメンバーに入ることを予定しているため、他の協議会（障害者施策推進協議会など）との統合はしない。

## 第6 細則等

### ア 財政上の措置

県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(趣旨等)

○条例の施策を行っていくためには予算措置も必要になるため、財政上の措置について規定を設ける。

### イ 規則への委任

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(趣旨等)

○相談体制等を運用するに当たり、申立て手続の様式等を定める必要があるため、委任規定を設ける。

※罰則については、規定しないこととする。

(罰則を設ける場合の課題については、資料8参照)